

人吉市農業委員会定例総会
(第4回)

令和7年4月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和7年4月25日

人吉市役所 2階 201会議室

議事日程

日程第 1	議第 20 号	農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2	議第 21 号	農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3	議第 22 号	農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4	議第 23 号	農用地利用集積等促進計画（案）について
日程第 5	議第 24 号	非農地証明願について
日程第 6	議第 25 号	人吉市地域計画・農業振興地域整備促進等審議会委員の選任について
日程第 7	議第 26 号	人吉市農業委員会農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規則の一部を改正する規則について
日程第 8	議第 27 号	農地利用最適化推進委員の辞任届及び委嘱について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	湊 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（14名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二

同	15番	竹田博
同	16番	有瀬英憲
同	17番	中村郁子
同	18番	椎葉徹
同	19番	元田和弘
同	20番	赤池親
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	北山加一郎
同	25番	東照

○欠席した委員

推進委員	24番	東悟
------	-----	----

議事録署名農業委員 7番 永田正輝

議事録署名推進委員 18番 椎葉徹

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	竹内常泰
係	長	豊永英紀
主	任	湊田奈緒美
再任用職員		坂井正子

開会 9 : 3 0

○（議長）おはようございます。本日は、24番委員から欠席届が出ております。会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。

ただ今から令和7年第4回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に7番委員、18番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第20号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第１・議第２０号 朗読

○（議長）１番から２番について５番委員の調査報告をお願いします。

○（５番委員）おはようございます。それでは、議第２０号、農地法第３条の許可申請に対する１番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田が１筆、農振区分は農用内で２,１００㎡。畑が１筆、農振区分は農用内で６３４㎡、面積は合わせて２筆で２,７３４㎡です。権利種別は３条の無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。なお、譲渡人と譲受人は兄弟関係にあります。申請事由は譲渡人の農業経営の廃止と譲受人の農業経営の拡大です。場所はタブレットの位置図をご覧ください。申請地のその１は１０年以上前から水稻栽培をされております。また、その２につきましては、畑の半分ほどに梅を１０本ほど栽植してあります。残り半分に季節の野菜等が植えてあるような現状です。調査書をご覧ください。１番、４番、６番は該当しません。よって、許可相当と判断しましたので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。

１番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって１番は原案可決いたしました。

次に２番について５番委員の調査報告をお願いします。

○（５番委員）議第２０号、農地法第３条の許可申請に対する２番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で農振区分は農用内、面積は１筆で１,０００㎡です。権利種別は３条無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。なお、譲渡人と譲受人は親戚関係になります。申請事由は譲渡人の農業経営の廃止と譲受人の農業経営の拡大です。場所はタブレットの位置図をご覧ください。申請地は人吉浄水苑の西側、遊水地計画内になりますが、所有権移転については、問題ないということです。調査書をご覧ください。１番、４番、６番は該

当しません。よって、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願ひします。

- （議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。
- （6番委員）譲受人の方の年齢が85歳ということですが、現在の経営面積が1丁6反で稼働人員が1人となっております。果たして1人で耕作できるのでしょうか。今も作付けはされていると思いますが、作業委託をされることが多いのでしょうか。
- （5番委員）自分でほとんど作業されています。また、息子さんもいらっしゃいます。聞き取り調査では、自分で作業をするということでした。年齢の割には健康で機械等も自分で運転されます。
- （6番委員）そのような場合には、稼働人員を本人と息子さんの2人としてはいかがでしょうか。今、聞いて分かったことではあります。
- （5番委員）私も年齢を聞いて心配でしたので、聞き取りを行いました。譲受人は自分で出来るとおっしゃられていました。農業機械も結構大きな物を使っているようです。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番については、私が譲受人の案件となりますので、議長を交代いたします。

（ 議長を職務代理者と交代する ）

- （職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願ひします。
3番につきましては、譲受人が10番委員となっておりますので、農業委員会等に関

する法律第31条の規定により、議事参与することができません。よって、一時退席されますようお願いいたします。

(10 番委員 一時退席)

○(職務代理者) 議事に入ります前に事務局から発言の申出がっております。お願いします。

○(事務局 湊田主任) おはようございます。議第20号、農地法第3条の許可申請に対する許可の決定の3番について一点、補足いたします。5筆ある農地のうち1筆について取り下げが出ております。対象となる農地は、一番下の708㎡の農地です。この農地については、取り下げ書の提出がっております。譲受人より申請地を農地として管理をしていくことが難しいということで、譲渡人と譲受人の双方話し合いの下この1筆については、今回、申請をしないということになりましたので、削除をお願いいたします。以上です。

○(職務代理者) 3番について3番委員の調査報告をお願いします。

○(3番委員) おはようございます。議第20号、農地法第3条の許可申請に対する調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は3筆が畑、645㎡、1筆が田で746㎡です。合計の1,391㎡となっております。農振区分は農用内となっております。権利種別は3条無償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりで、譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大です。譲渡人と譲受人の関係は同級生で、約10年前から譲受人が米作りや農業に関する手伝いをしておられましたが、最近になり譲渡人から「農業を辞めたい」と相談があり、したがって、贈与となっております。譲受人は田んぼの1筆はお米を作り、畑の3筆については野菜を作るというふうに伺っております。位置図をご覧ください。少し分かりにくいと思いますが、特別養護老人ホームがありますが、その南側約500mのところ畑が3筆あります。また、そこから2〜300m行ったところに田が1筆あります。次に調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しないと判断しました。従いまして、許可相当と判断しましたので、ご審議の方よりしくお願いします。

○(職務代理者) ありがとうございます。3番の報告について質疑はありますか。

「 なし 」 の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって３番は原案可決いたしました。

（ 事務局職員に１０番委員を呼びに行くよう指示 １０番委員 着席 ）

- （職務代理者）ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

- （議長）日程第２・議第２１号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- （事務局係長）日程第２・議第２１号 朗読

- （議長）１番から２番について６番委員の調査報告をお願いします。

- （６番委員）おはようございます。議第２１号、農地法第４条の許可申請に対する１番に対する調査報告を行います。まずは、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございまして、地目は田、農用外でございまして、面積は１筆で１３８㎡です。申請人は記載のとおりでございまして、転用目的は通路及び倉庫となっております。農地の区分は第３種農地で都市計画用途指定区域内となっております。既転用でございまして、始末書も添えられております。これにつきましては、申請人の祖父が昭和４３年に自宅を新築された際に、自宅敷地と通路を繋げるための通路と農機具類を保管する倉庫として設けられたそうでございまして、そして、お父様が昨年１２月に亡くなられて、申請人が相続人となり、不動産の手続きを行うことになりました。農地であるということが判明いたしまして、今回の申請になったということでございます。申請地は位置図をご覧ください。次に実質審査表でございまして、立地基準は記載のとおりでございまして、農地の区分と転用目的については、第３種農地の転用は許可することができるとなっております。一般基準としまして、１番、３番、６番、８番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

続きまして、議第２１号、農地法第４条の許可申請に対する２番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございまして、地目は

田、農用外で面積は2筆で74.07㎡です。申請人は記載のとおりで転用目的は宅地の拡張による浄化槽及び土間コンクリート敷地となっております。これは既転用でございまして、始末書も添えられております。昭和55年7月に申請人が住居を建てられ、令和5年11月に土地の分筆登記を行った際に、境界確認作業において住居の一部であると判明し、無断転用であったということを含めて今回の申請になったということでございます。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外となっております。申請地は位置図をご覧ください。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりでございまして、農地の区分と転用目的については、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないとしております。一般基準でございしますが、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。採決は分けて行います。

1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

日程第3・議第22号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第３・議第２２号 朗読

○（議長）１番から２番について６番委員の調査報告をお願いします。

○（６番委員）議第２２号、農地法第５条の許可申請に対する１番の調査報告を行います。まず、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外です。面積は１筆で２４１㎡です。所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございまして、転用目的は駐車場の建設となっております。農地の区分は第２種農地で都市計画用途指定区域外となっております、着工と完了は記載のとおりです。譲渡人の駐車場や車庫として現在、利用されておりますが、既転用でございまして、始末書も添えられております。事業計画書におきましては、駐車場の雨水については、基本地下浸透方式で処理するということでございます。各区分に集水桝を設けて排水の調整を行いながら、自社所有地に流入するという事で計画を立てられております。また、近隣の農地や近所につきましても迷惑がかからないように十分な説明を行いトラブル防止に努め、住宅地でございますので、騒音や交通トラブル、事故防止に努めるとなっております。申請地は位置図をご覧ください。次に実質審査表でございしますが、立地基準は記載のとおりでございまして、農地の区分と転用目的ですが、申請地は第２種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないとなっております。次に一般基準でございしますが、１番、３番、６番、８番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

続きまして、議第２２号、農地法第５条の許可申請に対する２番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございまして、地目は田、面積は１筆で１,０８５㎡のうち６１９㎡です。農振区分は農用外で使用貸借権の設定となっております。貸付人、借受人は記載のとおりでございまして、転用目的は飲食用店舗の駐車場の建設となっております。農地の区分は第２種農地で都市計画用途指定区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。位置図をご覧ください。事業計画によりますと雨水については自然浸透方式でございまして、オーバーフローした分は横の道路に排水するとなっております、生活雑排水や汚水については発生しないとなっております。また、近隣の農地への土砂流出等の対策としましては、仮設土留め工などを行いながら近隣の農地への影響は無いようにするという事です、被害が出た場合については農地耕作者と協議の上、被害解決にあたるとなっております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。農地の区分と転用目的については、申請地は第２種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないとなっております。次に一

般基準でございますが、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたところでございます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。採決は分けて行います。

1番の報告について質疑はありませんか。

○（16番委員）着工が5月1日なのに既転用ということは、現在、どのような状況なのか教えてください。

○（6番委員）1番については先ほど報告いたしましたが、駐車場ということで議案書にも載っておりますが、現況が雑種地になっております。譲受人が今後、駐車場を建設されますが、実は登記関係を確認された際に既転用だったということが判明したということです。この241㎡がそのまま農地として残っていたということでございますので、今回の転用の申請に至ったということでございます。

○（7番委員）私も同じ質問でしたが、現在はどうなっているのでしょうか。

○（6番委員）現状は雑種地になっています。

○（7番委員）駐車場として車を停めているのでしょうか。

○（6番委員）個人の駐車場を含めたところで、雑種地ですが宅地並みに整地をされています。

○（7番委員）車は入っているということですか。

○（6番委員）はい。

○（議長）事務局からはいいですか。

○（16番委員）始末書はなぜ必要だったのでしょうか。もう駐車場として使われていたということですか。

○（6番委員）そうです。この241㎡を私は現地確認をしましたが、241㎡の部分についても個人的な駐車場と倉庫になっておりますが、倉庫は建っておりませんでし

た。事務局に確認したところ、固定資産台帳の地目を引っ張ってきていて倉庫と駐車場になっているということでそのままここに載せておられます。現在については先ほど言いましたように個人的な駐車場、宅地並みに整地をされて利用されています。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

「 なし 」 の声

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

3番について4番委員の調査報告をお願いします。

○（4番委員）議第22号、農地法第5条の許可申請に対する3番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりで地目は田、面積は2筆で871㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的は倉庫及び資材置場の一時転用となっております。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外です。工事期間は記載のとおりです。次に位置図をご覧ください。ここは空き家を事務所として借りているようで、資材置場を考えておられたら空き家の方が持ち主ということで今回の申請になりました。次に実質審査表をご覧ください。申請地は第2種農地であり、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるため、問題なくやむを得ない。一般基準として1番、3番、6番、8番、9番は適当と判断いたしました。総合判断いたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の

方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。３番の報告について質疑はありませんか。
- （１６番委員）借受人は会社となっていますが、概要といますかどのような会社なの
でしょうか。
- （事務局 湊田主任）お答えいたします。履歴全部事項証明書を確認したところ、貴金
属及び鉱産物の探査、生産及び販売をする会社だそうです。金を発掘や採掘、販売を
する会社ということでした。
- （１６番委員）金があるということでしょうか。
- （事務局 湊田主任）金があるかを試掘されるそうです。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって３番は原案可決いたしました。
日程第４・議第２３号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- （事務局係長）日程第４・議第２３号 朗読
- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が、１番は１６番委員本人、７番と
８番は１５番委員本人となっております。農業委員会等に関する法律第３１条の規定
により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等
のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出
席を許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）まず初めに議案の差し替えをお願いします。4月から新しい文書管理システムが導入されまして、議案発送の18日まで市長の公印を押印できませんでした。改めて本日、皆様の机に一枚紙でお配りしております正式なものと差し替えをお願いします。続いて議案の訂正をお願いします。5番の出し手をお開きください。農地の所在が638と番地がありますが、683に訂正をお願いします。1ページめくっていただきますと、5番の受け手と6番の受け手のページがありますが、同様に農地の地番を638ではなく683に訂正をお願いします。

お手元の資料をご覧ください。令和7年4月18日付で人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。まずは1ページをご覧ください。農地中間管理機構利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が18件、更新が1件、合計の19件ございました。利用権設定の転貸の「田」が27,801㎡、「畑」が8,823㎡、合計の36,624㎡となっております。以上です。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時17分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（6番委員）1ページの一覧表に記載されている12番の受け手が10年となっておりますが、各筆明細では存続期間が5年となっております。どちらが正しいのでしょうか。

○（事務局 坂井）こちらを作られた農業振興課に確認しますので、お時間をいただいてもよろしいでしょうか。

- （議長）はい。お願いします。
ほかに質疑はありませんか。
- （８番委員）物納についてですが、お米に関してはかなり高騰して１０ｋｇ当たりかなりの金額になっておりますが、契約された時にはそのような値段ではないというところで契約されていると思います。今後、見直しというのはあるのでしょうか。変動によって数量が減るのか、単価が上がっていてもそのままの数量で契約をされるのかをお聞きしたいです。
- （議長）私が聞いた範囲では変更は出来ないと聞いております。例えば、どうしてもそのような関係で変更したい場合は物納を金納に変えてお金の換算を決めていただくという方法はどうかと聞いております。
- （８番委員）出し手は物として欲しいから金銭ではなく、物納契約をされていると思います。私は借り手ではないので問題はないのですが、今後、借り手が出てきた場合にどのようなやり取りが出来るのか、契約をされている期間は仕方ないと思いますが、今後、契約をされる方は変動によって２俵だったのが、１俵になるとか１俵半になるというようなやり方をしていかないと合うのかなと思いました。
- （７番委員）相対での契約になるので、金額が変更になろうとも相対で決めたことなので、そこは相対での相談になるかと思います。
- （議長）基本的には変わらないというのが原則のようです。物納でされて俵数が決めてあれば、その俵数になると思います。例えば２つと決めていたが、１つに変えるということになりましたら、公開するときに変更は出来ると思いますが、物納を年によって変えるというのは厳しいと思います。
- （議長）よろしいですか。事務局より先ほどの質疑について説明をお願いします。
- （事務局 坂井）ただ今、作成した者に確認しましたところ、１０年が正しいとのことですので、訂正をお願いいたします。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

1 番、7 番、8 番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の1 番、7 番、8 番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第5・議第24号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第5・議第24号 朗読

○（議長）1 番について17番委員の調査報告をお願いします。

○（17番委員）おはようございます。議第24号、非農地証明願の1番の（1）から（2）について調査報告をいたします。総会議案書の6ページをご覧ください。非農地証明の願出人、土地の所在、地目、面積、所有者は記載のとおりでございます。令和7年4月14日に私と6番委員、事務局と現地調査を行いました。申請地は、国道267号線を蓑野町方面へ向かって進み、蓑野橋の手前から河川敷沿いへと入り、500mほど進んだところにある農地です。現地を確認したところ、申請地の北側と西側は願出人が所有する宅地、東側は田に隣接しています。また、（2）の南側には平成25年に非農地判断されている願出人所有の土地があります。2筆とも面積が狭く、細長い土地ですが、現況は農地ではなく（1）は宅地の外壁の一部になっております。（2）はコンクリートや石積みがしてあり、こちらも宅地の一部となっております。協議をしました結果、（1）と（2）については違反転用と判断し、農地への復元は不可能ではあるが、非農地証明の交付については不相当と判断しました。以上、報告をいたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

1 番の（１）について異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき原案可決いたしました。

1 番の（２）について質疑はありませんか。

○（１６番委員）農地への復元が不可能ならば、非農地証明は適当ではないのでしょうか。

○（事務局係長）事務局から補足いたします。中村委員の調査報告にもあったとおり、石積みや塀が建設してあって、農地への復元が不可能というのは、そういった構造物があって農地への復元が不可能ということで、違反転用の状態に現在なっているという状況でございます。以上です。

○（議長）これは、このような問題がいろいろと出てくると思いますが、まず、農地に違反転用がされている場合は、この非農地証明は出ない。そういうご理解をいただきたいと思います。ただ、対象が４条か５条の申請でそこに何かをする目的があるならば、その地目の変更は可能であると私は聞きました。

○（事務局係長）今までも非農地証明が出て、農地法上、追認許可が取れるようなところは追認許可をして次の総会で転用をあげてもらっていますが、この場合は、個人住宅のおおむね５００㎡というのをはるかに超えた宅地が既にあるので、今の農地法上、追認許可を取ろうと思っても出来ないわけです。今の状態だったら追認許可は出来ませんが、今後、転用が出来るとなるとやはり事業用地や個人住宅ではない面積に制限がかからないような転用が出てきた場合には、追認許可が出来ますが、今の違反転用の状態だと追認許可が出来ません。以上です。

○（議長）よろしいですか。非常に農地が荒れているところが私たちも目に見えて農地から外そうと思ってだいたしたこともあります。やはりそういう理由がある限り、出来ないということが決まりだそうです。

○（職務代理者）農業用住宅にするときには面積要件はどうなりますか。

○（事務局係長）おおむね1,000㎡です。

○（議長）ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

1番の（2）について異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき原案可決いたしました。

日程第6・議第25号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第6・議第25号 朗読

○（議長）それでは、事務局長の説明をお願いします。

○（事務局長）今回、地域計画策定により、「人吉市 人・農地プラン検討委員会」と「人吉市農業振興地域整備促進等審議会」を廃止し、両会を併せ「人吉市地域計画・農業振興地域整備促進等審議会」に改めた審議会が発足しております。審議会から依頼を受けまして、選出する委員は2名で、委員の任期は令和7年5月1日から令和9年4月30日までの2年間となっております。廃止前の人吉市農業振興地域整備促進等審議会におきまして前委員は担当課の依頼に基づき会長と会長職務代理者の2名を推薦いたしております。

○（議長）お諮りいたします。会長と会長職務代理者を推薦することにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって会長の私と職務代理者の林委員を推薦することに決定します。

日程第7・議第26号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第7・議第26号 朗読

- （議長） それでは、事務局長の説明をお願いします。
- （事務局長） 現在、使用しております推進委員の推薦及び募集の申請用紙裏面下段の確認事項欄に「禁固以上の刑に処されていない」ことの確認事項がございまして、その文言が拘禁刑に代わることになります。これまで刑事罰として、懲役・禁錮がありましたが、これらに代わる刑事罰として「拘禁刑」が創設され、適用されるのが令和7年6月1日からとなり、これに合わせ推進委員の推薦及び募集に関する規則の一部を改正する規則となります。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- （議長） 報告について質疑はありませんか。
- （事務局係長） 机上のほうに推進委員の募集用紙をお配りしておりますが、6月1日の刑法の改正によって変わる部分を裏面に赤で印字しております。ここに禁固刑が入っていたのを拘禁刑に変わるということでございます。
- （職務代理者） どのように違うのでしょうか。
- （事務局係長） 拘禁刑とは身体を自由を制限される自由刑の一つで、懲役刑と禁固刑を統合する形で創設された新しい刑罰だそうです。以上です。
- （議長） 具体的にはどういうものでしょうか。
- （2番委員） 少しだけ補足いたします。禁固と懲役ですが、懲役は刑務所で労働作業をする形になりまして、禁固刑には労働作業はありません。ただ、刑務所には入らなければなりません。実際には、刑務所の中に入ること意味で変わりはありません。以上です。
- （議長） 簡単に解釈すると刑務所に入ったことがそれに該当するということでしょうか。
- （2番委員） はい。
- （議長） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （6番委員） 確認事項の中に禁固刑に処された者ということで文言が入っております

が、刑を終えた者は今後、応募出来るという解釈でいいのでしょうか。執行を終えればいいということでしょうか。

○（事務局係長）はい。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第８・議第２７号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第８・議第２７号 朗読

○（議長）農地利用最適化推進委員の辞任届について私からご説明させていただきます。２４番の東悟委員は前年９月に病気を患い手術入院をされました。その後、退院され自宅で療養されておりましたが、その後も入退院を繰り返され、現在も入院しておられます。今後、退院された後は治療に専念したいと本人のご希望もあり、４月１６日に農地利用最適化推進委員を４月末をもって辞任したい旨の届け出が提出されましたので、辞任届の受理についてお諮り申し上げます。また、受理された場合は、その後の説明を事務局からしていただきたいと思います。お諮りします、辞任届の受理について異議なしの方挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）異議なしと認めます。それでは、事務局長から委嘱の説明をお願いします。

○（事務局長）委嘱について事務局から説明いたします。推進委員につきましては、欠員が生じた場合には、速やかに推進委員を委嘱することが妥当であり、その場合は通常の選任方法と同様に農業委員会が募集を行う必要がございます。人吉市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規定に基づき募集を行います。募集は広

域に行うこととなりますので、5月から1か月間を周知期間とし、人吉市ホームページ及び人吉市農業委員会だより、みのりへの掲載を予定しております。なお、広報ひとよしには掲載依頼が2か月前までとなり、間に合いませんでしたので掲載はいたしません。事務局としては6月2日から30日の金曜日までを募集期間とし、推薦及び募集がございましたら7月初めに農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、7月定例会で新候補者についてお諮りする予定で考えております。推進委員が選任されましたら8月1日付で委嘱状を交付したいと考えているところでございます。それまでは大畑地区の委員の皆様にはご負担をお掛けすることになりますが、事務局も支援いたしますので、ご協力のほどよろしく願いたしたいと存じます。以上、ご説明申し上げます。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。
- （6番委員）7月31日までは推進委員の方がおられませんが、その間の対応はどういった形でされるのでしょうか。
- （議長）これにつきましては、先ほど言いましたように本人からも申し出が私たちに最初にあっておりましたので、その地区の農家振興組合長さん3地区の方をお願いをして、大畑校区の農業委員さんと合同で話し合いをさせていただきました。後の対応については、残った大畑校区の委員でその月までは、皆で頑張ろうということしております。当然、皆様のご協力もお願いしたいと思います。

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）原案可決いたしました。これで本日の議事は全部終了いたしました。
これにて令和7年第4回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ 10時35分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員